

# 大堰山莊の強飯

末沢明子

1

薄雲卷、新年の公私ともに物騒がしい時期を過ぎた後、大堰の明石君を訪れる源氏について次のような一節がある。

①ここはかかる所なれど、かやうにたちどまりたまふをりをりあれば、はかなきくだもの、強飯ばかりはきこしめす時もあり。(2四四<sup>1</sup>)

この箇所については、「かかる所」、「強飯(こはいひ)」が注釈の対象となっている。「かかる所」とは「山里」「寂しい田舎」としてまずは問題あるまい。強飯も、米を甑で蒸したものととして、水煮の粥―固粥(かたかゆ)・汁粥(しるかゆ)と共に説明されることが多いが、これ自体は問題ないと一応はいえる。

それでは、源氏が「はかなきくだもの、強飯ばかり」を食することもある点についてはどうだろうか。食事をすることについては、今、古注釈をひとまず措くと、現行の注釈では、新編日本古典文学全集頭注が「源氏が大堰の

邸で軽い食事をとるのは、打ち解けた態度である」とするのが妥当であろう。旧全集以来の注であるが、他には殆ど指摘がない。玉上琢弥氏『源氏物語評釈』は、近くで実った新鮮な果物や強飯なら田舎でも都とさして変わらぬものが出せるとしたが、以下述べるように、通った先の女の家での食事という点で、一般的な客への饗応とは異なるだろう。

「うちとけた態度」であるとき、その食事に供されるのが「強飯」であることは、特に指摘されることはないが、改めて考えてみたい。「飯（いひ）」を「強飯」と呼ぶのは、既に水煮の米飯―粥を「姫飯」と呼ぶことが普及していたからであるが、『源氏物語』の数少ない食事場面を見ても、「粥」とあることの方が多く、「強飯」が「粥」も伴わず、単独で出てくるのはこの一例のみであるからである。従来、日本の米食は「蒸す」が「煮る」に先行すると説かれてきたが、考古学からは古代の米は煮る調理法が主であり、蒸す方法は従であるとの見解が提出されている。<sup>3</sup>米食の歴史については後に改めて考えるが、平安時代にあっても「飯」の方が正式と考えられていた。そうであるならば、薄雲巻の「強飯」にも注意を向ける必要があるのではないか。

## 2

源氏の「うちとけた態度」について、先に確認しておく。「うちとけた態度」とは、大堰では食事をとらぬのが本来ということである。『枕草子』「宮仕人のもとに」の段は、男が女のもとへ行ったときに食事をするのを「里など」にある場合でも嫌う。実際には食事をすることもよくあることであつたから、このようなことが述べられるのだろうが、食事という極めて日常的な行為が緊張を欠くと考えられたのであろうこと、現行諸注の述べる通りである。大堰の場合はもう一つ別の理由もあるのではないか。前節で措いた古注釈を見ると、この点を採り上げるのは『弄

花抄』あたりに始まる。同注は「ここはかかる所なれど」について、「大かたなる所にては物まいりなとする事聊爾にもなかりしにや」とする。「なかりにしや」と断定はしないものの、滅多な所では食事をしないとの説は以後の注に引継がれ、『細流抄』では更に「源の上臈しきやうなりいつくにもれうしに物なとまいる事はなけれどもと也」と「上臈しき」ことを加える。「いつくにても」と強調し、外での食事が「聊爾」即ち軽々であるのは、源氏の「上臈しき」ためであるとの見解は『明星抄』、『岷江入楚』、『万水一露』にも見られ、三条西家の説であるとみてよいであろう。『湖月抄』にも受継がれ、大堰山莊が「大かたなる所」である、大堰山莊での食事が「聊爾」の行為でありかねないとの理解は続いていたことになる。近代に至ってこの注は省かれた。有朋堂文庫（一九二六）では「きこしめす」について「源が食ふ」とするのみ、以後の注でも源氏が食することに關しては特に問題にしていない。これを新たな形で採り上げたのが、日本古典文学全集本の「うちとけた態度」であった。前年冬、明石姫君は二条院に引き取られ、袴着も済んでいる。右①の前後には明石君の心用意の優れていることが語られ、同時に源氏が大堰に通うことへの言及がある。

②かしこには、いとのだやかか、心ばせあるけはひに住みなして、家のありさまもやう離れめづらしきに、みづからのけはひなどは、見る度ごとに、やむごとなき人々などに劣るけぢめこよなからず、容貌、用意あらまほしうねびまさりゆく。（二四四〇）

③ただ世の常のおぼえにかき紛れたらば、さるたぐひなくやはと思ふべきを、世に似ぬひがものなる親の聞こえなどこそ苦しけれ、人のほどなどはさてもあべきを、など思す。（同）

④近き御寺、桂殿などにおはしまし紛らはしつつ、いとまほには乱れたまはど、またいとけざやかにはしたなく、おしなべてのさまにもてなしたまはぬなどこそは、いとおぼえことには見ゆめれ。（二四四一）

⑤女も、かかる御心のほどを見知り聞こえて、過ぎたりと思すばかりのことはし出でず、また、いたく卑下せずなどして、御心おきてにもて違ふことなく、いとめやすくぞありける。(同)

②、③が①の前に、④、⑤が後に置かれている。

②で明石君が「やむごとなき人々」にもさして劣らぬとされるのは、明石巻以来繰返されて来たことである。

③は源氏心内語、難解とされて来たところだが、さし当たり「ただ世間一般の受領の娘という程度で、特に評判になることもないのなら、こうした、自分のような高貴な人に愛される例がなくはあるまいと思われるが、世にも稀な偏屈者の親の評判などが困ったことだ。身分などはあれはあれでよいのだが」と解しておく。明石君側の負の条件は何よりも「ひが者」の親がいることである。それにもかかわらず源氏が通うためには②のような明石君の「世の常」でない「容貌、用意」が必要であった。③に続いては箏と琵琶の合奏場面があり、源氏が姫君のことを語って聞かせるとある。

④は源氏のうちとけた態度を示す。それを受ける⑤では再び明石君の「めやす」い態度が語られる。それに続いては、「おぼろげにやむごとなき所にてだに、かばかりもうちとけたまふことなく、気高き御もてなしを聞きおきたれば」と、「うちとけ」る源氏を見る明石君は、近くなれば軽んぜられることもあるうと思ひ、源氏と距離を置くことで自己への処遇を保ち得ているのだと受け止めている。

このような明石君の身の処し方については論じ尽くされているといえるが、今ここで採り上げるのは、「はかなきくだもの、強飯ばかりはきこしめす時もあり」がその間に挟まれていることに注意するからである。明石君の心用意と源氏の「うちとけ」ぶりは交互に語られ、切り離すことができない。大堰山荘での軽い食事も「かかる所」にいる明石君側のありようと関連があるのではないか。

「飯」と「粥」の『源氏物語』での用例を次表に示した。それぞれ四例、十三例ある。備考欄には『源氏物語大成』、『源氏物語別本集成』により論旨に関係すると思われる本文異同を示した。

巻	本文	食する人	所	時	備考
A 夕顔	御粥など急ぎまゐらせたれど、取りつぐ御まかなひうちあはず（1161）	源氏・夕顔	なにがしの院	早朝	河御かゆてうつ
B	日高くなれど起き上がりたまはねば、人々あやしがりて、御粥などそそのかしきこゆれど、苦しくて（1173）	*源氏	二条院東対	夕顔頓死翌朝	
C 若紫	御手水、御粥などこなたにまゐる（1157）	源氏	二条院西対	若紫引取翌朝	
D 末摘花	「さらばもろともに」とて、御粥、強飯召して、客人にもまゐり給ひて（1185）	源氏・頭中将	二条院東対	末摘花邸より 帰宅の朝	河御かゆなど 河御かゆこは いひなど陽御か ゆなど
E 薄雲	ここはかかる所なれど、かやうたにたちとまりたまふをりをりあれば、はかなきくだもの、強飯ばかりはきこしめす時もあり（2441）	源氏	大堰山荘		河御くたものこ はいひなども 陽御くたものこ はいる

M	L	K	J	I	H	G	F
東屋	宿木	橋姫		夕霧	柏木		若菜下
御粥、強飯などまゐりてぞ、こなたより出でたまふ。(6四四)	またの日も、心のどかに大殿籠り起きて、御手水、御粥などもこなたにまゐらす。(5四三六)	御粥、強飯などまゐりたまふ(5一六二)	御手水、御粥など、例の御座の方にまゐれり(4四八一)	しばしうち休みたまひて、御衣脱ぎかへたまふ。常に夏冬いときよらにしおきたまへれば、香の御唐櫃より取う出て奉りたまふ。御粥などまゐりて御前にまゐりたまふ(4四一三)	御粥、屯食五十具、所どころの饗、院の下部、庁の召次所、何かの隈までいかめしくせさせたまへり(4二九九)	御鏡などあけてまゐらする人は、なほ見たまふ文にこそはと心もしらぬに、小侍従見つけて、昨日の文の色と見るに、いといみじく胸つぶつぶと鳴る心地す。御粥などまゐる方に目も見やらず(4二五〇)	御粥などこなたにまゐらせたれど、御覧じも入れず、日一日添ひおはして、よろづに見たてまつり嘆きたまふ。(4二二三)
匂宮	匂宮	薫	夕霧・落葉宮	夕霧	産養参加者	源氏	*源氏
二条院西対	二条院西対	宇治山莊	一条宮落葉宮 居間	六条院(夏)	六条院	六条院寢殿	六条院東対
朝	朝	後、朝	朝	朝	夜	柏木の手紙発見の朝	紫上発病日朝
	桃御てうつナシ 阿かゆ 保御かゆナシ	シ 籾御：たまふナシ	ゆ 河圓御てうつか	平御ゆ	大島本「御かゆてとんしき」		

N	手習	粥などむつかしきことどもをもてはやして、 「御前にとくきこしめせ」など寄り来て言 へど、まかなひもいとど心づきなく（6三 三二）	母尼・*浮舟	小野山莊母尼 居間	朝	
---	----	---	--------	--------------	---	--

\*はその人物が食さなかつたことを示す。  
 ・御御物本、阿阿里莫本、陽陽明本、平平瀬本、横横山本、秘桃園文庫本、保保坂本。河および圓は、河内本、別本のそれぞれ全部或いは大部分に共通する本文であることを示す。

薄雲巻の例Eをひとまず措き、その他の例を考える。薫の産養に出された柏木巻の例Hを除き他はすべて朝の食事である。C・J・Lには「御手水、御粥」とあり、食物としての「粥」というより、食事であることを意味しているだろう。御手水を伴わないAも河内本諸本では「御かゆてうつ」となっている。粥は源氏や夕霧、薫、匂宮などの食するものとして「御かゆ」となり、Nだけは横川僧都母尼の食事であるため単に「かゆ」となっている。

朝の食事は極めて日常的なものであり、通常は物語の中で採り上げられることはない。これらの食事は何か日常とは異なることがあるため、常とは違う朝であるために採り上げられているものである。その違いとは第一に場所の違いであることが多い。

Aの場所はなにがしの院、薄明に夕顔を伴って訪れた源氏のために「御粥」が用意されるが、急なことで給仕の手も整わない。これまで五条の夕顔の家へは夜深きほどに訪れ、暁に帰って行き、無論食事をすることはない。なにがしの院に着いた段階でも未だ「顔はなほ隠したまへれど」という状態である。ここで「御粥」が急ぎ用意されたのは、事情に気付かず、「御供に人もさぶらはざりけり、不便なるわざかな」と言う院守がすることだからだといえる。前後に語られた部分と併せ、彼の「経営し歩く」さまが「御粥」にも現われている。それは右近に源氏の身分を覚らせるものとなる。河内本諸本のように「手水」が加われば、経営ぶりは一層はつきりする。この点に関

しては、夙に鳥津久基氏『対訳源氏物語話』(一九二七)が「手水」が加わることで「まかなひ」の「概念が愈々判然とする」として注目している。

場所の違いとしては、しばしば「こなた」という語が使われる。Cは若紫引取の翌朝。常の居所である二条院東対ではなく、若紫のいる西対で朝を迎えた源氏は「御手水、御粥」を「こなた」即ち西対でとる。若紫への源氏の傾倒ぶりを示すものとして、この一文がある。

Iは夕霧が落葉宮に拒まれながら小野山荘で一夜を明かし、朝霧の中を帰った折のもの。雲居雁の追求を避ける夕霧は六条院夏の御殿へ行く。そこでは花散里が行き届いた世話をする。「御粥など」もその世話のうちである。常の食事は三条殿でとるのではあるが、食事をしてから源氏のところへ行くことも含め、日常の一齣のようにみえる。が、同日昼、小野では律師が一条御息所に夕霧が泊まったと告げるのであり、物語は新たな方向へ展開する。

Jは夕霧が塗籠に逃れた落葉宮と遂に契りを交わした時の朝で、「例の御座」は宮の居間である。夕霧は既に落葉宮帰京に先立って一条宮を飾り付け、「住みつき顔」であり、この場の女房たちの衣装も夕霧と夕霧の意を受けた大和守によって改められている。主人顔した夕霧の行為は、続く部分にも「かくせめて見馴れ顔つくりたまふほど」とあり、一条宮に「住んで」いるかのような振舞いだが、婚姻形態として厳密に言えば、「住んで」いるのではない。「御手水、御かゆなど」と極めて日常的なものが出てくるが、少なくとも落葉宮にとっては特殊な状況の朝である。落葉宮と夕霧の二人の思いの落差がこの「御手水、御粥など」に現われている。

宿木巻の例しは夕霧に婿取られた匂宮の夜離れに悩む中君が宇治行きを薫に相談、薫が中君に近付こうとし、その移り香を匂宮が咎め、結果として中君、匂宮の間がかえって安定するという朝のもの。「こなたに」は匂宮の「御手水、御粥など」が本来は中君のいる対ではなく、寝殿に用意されることを示し、やはり特別な朝といえる。Lの「こなたに」<sup>(4)</sup>に関しては既に指摘がある。Mは六条院と二条院を行き来している匂宮が二条院へ来た翌朝のもので、



前日も「御台こなたにまゐる」のであった。両日の匂宮の様子は二、三日前から浮舟を連れて来ている中将君の「物のはさまより見」る眼を通して映し出される。同時にそれは中将君をして「七夕ばかりにても、かやうに見たてまつり通はむはいといみじかるべきわざかな」と結婚観を変えさせる経験であった。匂宮が「こなた」で過ごすのは、匂宮と中君の問題であるが、中将君が垣間見する機会だからこそ採り上げられるのである。従って朝の食事も朝を迎えることが必要なのではない。「御手水」はなく、「御粥、強飯」とある。日常の一齋は新たな展開を生む契機となっている。

客へ出す食事、饗宴ではない朝の食事は日常と異なるだろうか。Dは初めて末摘花と逢って帰ってから、後朝の文も出さずにあれこれ思い乱れているところへ頭中将が訪れた折のものである。これ自体常の朝とは異なるといえようが、朱雀院行幸の楽人、舞人が定められるからと参内を急がせる頭中将に「さらばもろともに」と食事を供する点が問題となる。ここでは「御粥」に加えて「強飯」がある。客人がいるという点で常とは異なり、強飯は鄭重であることを示しているのではないか。二つを重ねず、片方だけにする本文があるのは一方は日常を強調、他方は鄭重さを強調したといえよう。B、Cからいえば、一条院の常の朝は「御粥」が出されていたことになる。Kの「御粥、強飯など」は宇治八宮邸で弁から出生の秘密を聞いた後の薫に出されたものである。何かにつけ不如意な八宮邸とはいえ、客人には強飯を供するのだといえる。客人に対するのではないMで「御粥、強飯など」となっているのは、それが匂宮の食事だからであり、東宮候補たる匂宮の食事の格式の高さを中将君に知らせるのだとみられる。

用意された食事がとられない、或いは給仕その他に異変が起こることもある。頓死した夕顔の遺骸を東山に送って自邸に戻った源氏は生きた心地がしない。何も知らない女房たちが極めて日常的な「御粥など」を異常な状態にある源氏に勧めるのがBである。若菜下巻Fは、女楽後、紫上発病の知らせに源氏は寢殿から東対に戻り、「御粥

など」が「こなた」に出されるが、看病に食事も忘れるというものである。やはり日常とは異なる状況である。また、「こなた」という以上、これは紫上のことではあり得ない。前日の朝も東対におり、「こなた」での食事は必ずしも非日常的というわけではないが、寝殿での食事が本来という表現である。源氏が柏木の手紙を発見した朝のGでは、「とく起きたまふ」た源氏に「御鏡などあけて見まらする」女房と小侍従がいる。鏡は手水の世話とも重なるだろう。粥の給仕担当の女房は別なのであるが、何らかの気を遣うはずの小侍従は源氏に手紙を見られて動揺し、それどころではない。「御粥などまゐる方」が給仕の女房のことであれ、源氏が食事をするのであれ、小侍従のその様子は日常と異なることを意味している。この後に「宮は、何心もなく、まだ大殿籠れり」とあるように、女三宮の食事が別に用意されるのは常のことであろう。このGも、常のように調べられた「御粥」の周囲で異常な状態が起こり、通常のような食事風景ではなくなった例である。最後の例Nは横川僧都妹尼が初瀬詣でに出かけた留守、訪れた中将を避けて母尼の部屋で一夜を過ごした翌朝のもの。そこで見る老いの姿は浮舟に恐怖を覚えさせ、「むつかし」という語が繰返される。

・ 姫君は、いとむつかしとのみ聞く老人のあたりにつぶし臥して、寝も寝られず。(6三二一九)

・ 鬼のとりもて来けんほどは、ものおほえざりければ、なかなか心やすし、いかさまにせん、とおほゆるむつかしにも……むつかしとも恐ろしとも、ものを思ふよ。(6三三三〇)

早起きの母尼は早速粥を喜び、浮舟にも勧める。この粥も「むつかし」とされる。「むつかしきことども」について、新編全集頭注は「浮舟の眼に映った印象。粥は老人のこととして汁粥であろう。食欲がないので浮舟はなおさら食べる気がしない」とする。この例も浮舟にとっては常の朝ではない。

Hは大島本では「御かゆてとんしき」とあるが、諸本から「て」は衍字と見られる。儀式、饗宴での「粥」については節を改めて述べる。

以上、「粥」はしばしば「御手水」と並べて朝の用意として述べられることが確認できる。「強飯」との対比を明らかにするため、ここで「粥」の中味を確認しておきたい。固粥か汁粥かを問いたいのである。平安中期の例は両用に用いられ、新たな解は得られないかもしれないが、問い直す価値はありそうである。「粥」は和文の表記としては「かゆ」とする方が正確かもしれないが、ここでは引用本文表記に従って「粥」を用いる。「粥」については『正倉院文書』に「粥」「饘」がみえることが指摘されており、水煮の「粥」は奈良時代からあったことがわかる。<sup>5)</sup>その他、「粥」の早い用例として『日本国語大辞典』（初版・第二版とも）等に挙げられるものに『続日本紀』文武四年三月一〇日条がある。同日没した道澄和尚が玄奘三蔵より与えられた鐺子（なべ）で「暖水煮粥、遍与病徒」という「粥」は現在の「かゆ」であろうが、道澄在唐時のことであり、日本に於ける例とはし難い面がある。水煮普及に伴い、「飯」を「強飯」、現在の「ごはん」に相当する「固粥」を「糲糲（ひめ）」「姫飯」、現在の「かゆ」に相当する「汁粥」を「粥」と呼ぶようになった、というのが従来述べられてきたところであるが、右用例、考古資料から水煮普及云々は留保の必要がある。いずれにせよ、『和名抄』に「糲糲（比女）」「饘（加太加由）」「粥（之留加由）」の語が見えるから、「ひめ」との語は『源氏』以前に使用されていたとわかる。

『源氏』以前の仮名散文の例を探すと、『蜻蛉日記』には「粥」二例がある。上巻、康保三年三月、重病の兼家に呼ばれてその家に赴いた翌朝、帰りを急ぐ道綱母に「何か、いまは粥などまゐりて」と引き止めるのが一例、もう一例は下巻、天禄三年二月一日朝、雨が降り、いつになく帰りを急がぬ兼家に、女房たちが「御かゆ」の心配をするものである。兼家は「れいくはぬものなれば、なにかはなに」と食事をせずに帰るが「れいくはぬ」に朝の食事の場所、女の家での食事の問題が見える。「御かゆ」、「御手水」と重なる例は『落窪物語』、『枕草子』に見え

る。『落窪』には「粥」「御粥」九例があり、多くはあこぎが奔走して道頼のために朝の用意を調える場のものである。あこぎは第二夜が明けた時から「御手水、粥」の心配をするが、この時も雨が降り、男の帰りが遅くなっている。『落窪』には「こはいひ」一例も見えるが、他の語はない。『枕草子』は「粥杖」と併せ二例のみ、他の語はない。

『うつほ物語』はやや例が多い。「飯」一二例の中には吹上・上巻に甌で飯炊ぐ場があり、その他、黒き強飯（祭の使・絵詞）、尾花色の強飯（菊の宴）もあるが、「ひめ」は「白き陶碗に、御膳、糰糰めきて」（蔵開下五八七）の一例のみである。俊蔭卷の相撲の還饗の場で「御氷召して（御ひめして）」とあるのを日本古典文学大系のように「御糰糰して」と解すればもう一例あることになる。「かゆ」は「粥の料」とあることが多いが、「七種の御粥」も含め一二例ある。物二斗入るばかりの白銀の桶二つ、同じ杓して、白き御粥一桶・赤き御粥一桶……おとどたち、興じ給ひて、「まづこの粥啜りてむ」とて、添へたる杯どもによそひて、皆参る」（蔵開上四九七）などは「汁粥」と理解できる。右の例は犬宮九日の折のもの、あて宮第二子の七日には「七種の御粥」が出されているが、朝の食事としての「粥」も国議上、下巻に各一例見える。上巻には「御髪参らせ給ふ」ともあり、仲忠たちが水尾へ入った下巻では前夜に粟入りの粥を煮ている。「飯」「糰糰」の用例を併せ考えるならば、『うつほ』の「粥」はすべて「汁粥」のようにみえる。『源氏』の例Hも産養のもので、これも「汁粥」ともみえるが、屯食と並んでいることからすると、むしろ宿木卷中君第一子の産養に出される「椀飯」かもしれない。

以上のように「かゆ」に比べて「ひめ」の例は少ない。時代が下るが、『富家語』一四二、二二二に「比目」と「例の飯」の両方が出た場合は前者を冷汁に漬け、後者を熱汁に漬けて食するのが作法であるとしている。「例の飯」といういい方には、少なくとも饗宴の場では「飯」が本来であるとの意識が窺える。なお、古記録のうち、『小右記』、『御堂関白記』に限って眺めてみると、「飯」を「飯」、「強飯」と単独で用いる例の他、「椀飯」という形で

見えることも多い<sup>⑥</sup>。これは儀式の折、姫飯を器に盛って殿上や台盤所などで供したものとされる。強飯・粥、飯・粥のように並べる例もある。『小右記』によると、敦成親王誕生前日に「卿相・殿上人等」に「強飯・粥等」が、五日儀には「五位七人、六位二人」に「粥」が出され、「粥」が饗宴の場に出されたことが認められる。「粥」の例には仏事、寺院に関わるものも少なくない。これらのことからすると、古記録の「粥」は「汁粥」ではないかとみえる。

「かゆ」が「汁粥」の名として固定したのは院政期だが、平安朝の「かゆ」も実際には「しるかゆ」に当たることが多いともいう<sup>⑦</sup>。『富家語』の「例の飯」「比目」の例、即ち両者を共に供することを遡って当てはめれば、「御粥、強飯」の「かゆ」は固粥、「ひめ」ということになろうか。「かゆ」の説明として用いられることの多い『江家次第』「解斎事」では「御粥」を「堅粥也。高盛之」としている。当時「かたかゆ」を「粥」と呼んでいたからか、「汁粥」との混同を避けるためであったか、『富家語』の少し前の「かゆ」として注意される。

『源氏物語』に見える「かゆ」を現在の注釈書は概ね現在の「ごはん」であるとするが、日常的な朝の「御粥」は、現在の「粥」と考えられないこともない。「固粥」「汁粥」のどちらか不明とする見解もある<sup>⑧</sup>。いずれにせよ、『源氏物語』に採り上げられる場合、その朝は特別な朝であった。それでは、Eの例、薄雲巻の大堰山莊での強飯はどうなのであろうか。

## 5

『蜻蛉日記』にしても『落窪物語』にしても、男の通った先の女の家での食事とは朝の食事であった。雨が降らなければ、男は早く帰ったのだから、これらは日常的な食事ではない。一日二食であった当時は朝食の時間も遅かつ

た筈であり、その点でも女の家での朝食は通常あり得ない。一方、『枕草子』の嫌う男の食は朝のものではなからう。「湯漬けなどだに食はせじ」も朝についていうことではない。薄雲巻の強飯も朝の食事ではない。京を外れた所という点で、それはむしろ、橋姫巻、八宮が冷泉院使者を「所につけたる肴などして、さる方にもてはやしたまふ」(5-130)、薫を「所につけたる御饗など、をかしうしなしたまふ」(5-156)のに似るかのように見える。が、八宮と明石君とでは立場が違う。八宮は「世に数まへられたまはぬ」とはいえ王族であり、そのことに強い矜持があるが、明石君は后がねの姫君の母であることも主張できぬ存在である。何よりも通う先の女の家は饗応の場ではない。そのような明石君が「かかる所」大堰で源氏に差し出すのは粥ではなく、強飯であった。そこに明石君の側の矜持乃至は強飯を供し得るだけの力が示されている。

大堰山荘は明石尼君の祖父中務宮より伝領のものである。松風巻では大堰山荘の造園を命じ、「泣きみ笑ひみうちとけのたまへる」、また「いとなまめかしき桂姿うちとけたまへる」源氏が尼君と中務宮を話題にしている。それは尼君を「けはひよしなからねば」と認めた上でのことであつた。「うちとけ」という語が続けて用いられることも注意できる。薄雲巻で明石君の心用意と源氏の「うちとけ」るさまが交互に語られるのと同様である。「はかなきくだもの」と共に出された格式ある強飯は中務宮を祖とする家でこそ供し得たといえる。明石入道の得た財力ゆえではない。「かかるところ」にある大堰山荘は『弄花抄』のいう「大かたなるところ」であることを免れている。強飯であるから源氏がそれを食するのも「聊爾」の行為ではないといえる。それも「きこしめす時もあり」というわけで、大堰へ行く度のことであつたのではない。松風巻に饗宴の場があるように、桂の院での食事の方が正式であつたのだし、先の諸例にみるように「こなたにて」の食事は常のものではなかつた。饗応でない、女の家での食事には火に関する習俗も何らかの関係があるかもしれない。

朝ではない、夜の食事、しかも大床子の御膳のような正式の食事や饗宴ではない、日常の食事の場合、強飯と糰

糠、或いは飯と粥のどちらが一般的であったのか、諸作品をみてもはっきりしない。『うつほ物語』蔵開下巻の「糰糠めきて」というのも「夜さりの御膳にもあらず、朝の膳にもあらぬほどに参りたりる」という中途半端な時間のものであり、女三宮の貧しい食事であった。夜の食事は強飯が普通であったとすれば、大堰山莊の強飯を過大に評価することは適当ではないだろう。しかし、他の強飯、粥の例を見ても『源氏物語』の数少ない食事場面はいずれも注意深く配置されている。源氏のうちとけた態度を示すには「はかなきくだもの」だけでもよかつたかもしれない。そこに「強飯」が加わることに意味を認めることができるのではないか。八宮の薫への供応でも強飯は触れられていない。大堰山莊の強飯は、客観的には召人といえる明石君、乃至は明石一族にとっては残された威信を示し、源氏にとっては「上臈しき」ことを保つこと、その二つが重なったものであった。

注

(1) 新編日本古典文学全集の巻数・ページ数。他の引用は、『うつほ物語』が室城秀之氏『うつほ物語 全』（おうふう）、『蜻蛉日記』・『富家語』が新日本古典文学大系、『江家次第』が新輯故実叢書、『源氏物語』の古注釈は源氏物語古注集成により、その他は新編日本古典文学全集によった。用例は各種索引を利用したが、『うつほ物語』については、『うつほ物語の総合的研究 索引編』。

(2) 例えば『角川古語辞典』では「かゆ」の項の中で『和名抄』の例を挙げて「かたかゆ」と「しるかゆ」の別を述べ、「前者が本来の飯いひに代つて普及するにつれて、「いひ」の名称を奪って行くとともに、院政期ごろから「かゆ」はもっぱら「しるかゆ」の名として固定した」とし、「こはいひ」の項の中では「米飯は、水煮法よりは蒸飯法が古く、かつ正式であったことが、「万葉八九二」の「貧窮問答歌」などによってもうかがわれる。元来、米飯は一般に晴れの食物か、または乾飯かれいひとして用いられたとする。

(3) 佐原真氏「煮るか蒸すか」『食の考古学』（東京大学出版会、一九九六）、狩野敏次氏『かまど』（法政大学出版局、二〇〇四）他。炭化した米の付いた甕（弥生土器）の出土例がよくあり、一方、西日本では甑の出土例が少ないことから考えられている。「貧窮

問答歌」の「竈には火氣ふき立てず、甑には蜘蛛の巢懸きて、飯炊くことも忘れて」は祭など特別な日の強飯であつて、日常的な食ではないのではないかという。狩野氏はこの竈も祭祀用の韓竈ではないかとしている。また、東日本で甑の出土例が比較的多いのは労働力貢納に伴う携行食としての糲が大量に必要とされたからだとする笠森紀己子氏の説を紹介している。『角川古語辞典』「こはいひ」の項はこれらの説と重なるところがある。なお、蒸煮を徒とする説については関根真隆氏『奈良朝食生活の研究』（吉川弘文館、一九六九）に批判がある。

(4) 鈴木一雄氏監修・石埜敬子氏編『源氏物語の鑑賞と基礎知識 東屋』、至文堂、一九九九。

(5) 池田亀鑑氏編『源氏物語事典』「かゆ」の項、長野菅一氏執筆、東京堂、一九六〇。渡辺実氏『日本食生活史』、吉川弘文館、一九六四、但し、二〇〇七復刊本によつた。「正倉院文書」に於ける「粥」初出は天平六年。「加由」と別筆で傍書され、天平九年の「糲」、十年の「饘」には「阿米」との傍書がある。天平勝宝以降、粥、饘、饘、甜を並記する例が見える。東京大学史料編纂所フルテキストデータベースならびに関根真隆氏『正倉院文書事項索引』（吉川弘文館、二〇〇一）により検索、『寧楽遺文』を照合した。関根氏『奈良朝食生活の研究』は饘、饘、饘を「かたかゆ」とし、甜はオモユのようなものであるとする。

(6) 東京大学史料編纂所フルテキストデータベースにより検索、引用も同データベース使用の大日本古記録による。

(7) 『角川古語辞典』「かゆ」の項。

(8) 鈴木一雄氏監修・中野幸一氏編『源氏物語の鑑賞と基礎知識 夕顔』、至文堂、二〇〇〇。

(9) 高群逸枝氏『招婚婚の研究』（講談社、一九五三。但し、『高群逸枝全集』版（理論社、一九六六）によつた）はカマド系（同火共食族）が母系であることから二代の主婦が同居することを忌む「カマド禁忌」があるとする。『江家次第』に見える平安時代の婚姻儀礼「火合せ」について、史料を検討した服藤早苗氏は、婚行列持参の脂燭を妻の家の燈籠に移し付すことは平安中期に成立していたとする（『平安中期の婚姻と家・家族』『講座源氏物語研究二』、伊井春樹氏監修・加納重文氏編集、おうふう、二〇〇六）。『招婚婚の研究』は婚の携えてきた火は三日後に妻の家のカマドにも混ぜられるとして竈神と関連づけたが、服藤氏は十二世紀以降のことであろうという。高群母系説は現在そのまま認めることはなくなっているが、食に関してある手続きが必要であるなら、儀式を伴わない結婚はなおさら、女の家での食を避けることになる。清少納言が通つてきた男の食事を嫌つたことから、実際の生活では食事に関しては禁忌の意味はさほど問題にされていなかったかとも見える。